

伊丹市チームオレンジ推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市地域支援事業（包括的支援事業及び任意事業）実施要綱（平成18年4月制定）に基づき、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に規定する共生社会の実現のため、伊丹市チームオレンジ推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャラバン・メイト養成研修 認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年厚生労働省老計発0712001号別添）の3.(1)に規定する講座をいう。
- (2) 認知症サポーター養成講座 認知症サポーター等養成事業実施要綱の3.(2)に規定する講座をいう。
- (3) ステップアップ講座 認知症サポーター等養成事業実施要綱の3.(3)に規定する講座をいう。
- (4) いたみオレンジフレンズ 市が開催するステップアップ講座の受講者又は受講予定者であって、事業の趣旨に賛同し、チームオレンジの活動に参加する者をいう。
- (5) チームオレンジ いたみオレンジフレンズを中心に、認知症の人及びその家族の支援ニーズを踏まえた支援等、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりに向けた具体的な活動を行う団体等をいう。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) チームオレンジコーディネーターの配置等に関すること。
- (2) チームオレンジの活動や運営に係る支援及び助言に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(事業の委託)

第4条 市長は、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認めた社会福祉法人等に委託することができる。

(チームオレンジコーディネーター)

第5条 チームオレンジを整備し、その運営を支援するため、チームオレンジコーディネーターを、市長が定める場所に置く。

2 チームオレンジコーディネーターは、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市長が認めた者

(2) 認知症介護研修・研究東京センターが実施する認知症地域支援推進員研修の受講者又は受講予定者

(3) キャラバン・メイト養成研修の受講者又は受講予定者

(4) 市民活動に理解があり、多様な理念を持つ地域の活動主体等と中立かつ適正に連絡調整が図れる者

3 チームオレンジコーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域の認知症の人及びその家族の支援ニーズの把握

(2) 認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の企画及び開催に関すること。

(3) ステップアップ講座の受講者及びいたみオレンジフレンズの管理に関すること。

(4) 認知症の人及びその家族の意向や支援ニーズと、いたみオレンジフレンズの活動のマッチング

(5) チームオレンジの編成支援に関すること。

(6) チームオレンジの活動及び運営に関する助言等

(7) チームオレンジの活動方針の検討

(8) 市内のチームオレンジ間の連携構築に関すること。

(9) チームオレンジに係る地域の医療・介護の関係機関及び専

専門職等との連携及び調整

(10) チームオレンジに係る地域の関係者及び団体等との連携

4 チームオレンジコーディネーターは、認知症地域支援推進員（伊丹市認知症地域支援推進事業実施要綱（平成27年4月制定）第4条に規定する推進員をいう。）及び関係機関と連携のものと業務を行うものとする。

（チームオレンジの役割）

第6条 チームオレンジは、次に掲げる事項の全部又は一部を実施する。

- (1) 認知症の人及び家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることのできる場の提供
- (2) 認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための周知活動及び啓発活動
- (3) 認知症の人及びその家族の意向や思いを傾聴し、主体性を重視した活動のサポート（見守り活動、外出支援等）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業に関連する取組

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。